

段階	リスクの種類	番号	リスクの内容	市	事業者	
共通	募集資料リスク	1	事業者募集資料の誤り又は内容の変更に関するもの	○		
	応募リスク	2	応募費用及び応募図書作成等に関するもの		○	
		3	応募図書の取扱いに関するもの	○		
	資金調達リスク	4	必要な資金の確保に関するもの		○	
	基本協定締結リスク ※1	5	選定事業者と基本協定が結べない又は協定締結手続きに時間がかかる場合	○	○	
	制度関連リスク	法制度リスク	6	法制度の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		○
		許認可リスク	7	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの)	○	
			8	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの以外)		○
	税制度リスク	9	一般的な税制変更(新税含む)に関するもの		○	
	社会リスク	住民対応リスク	10	本件施設の設置に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	○	
			11	上記以外のもの(選定事業者が行う調査、建設、維持管理に関するもの)		○
		環境問題リスク	12	地中障害物や土壌汚染に関するもの	○	
			13	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
	債務不履行リスク	選定事業者の責めによるもの	14	選定事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策に関するもの		○
			15	選定事業者の基本協定内容の不履行		○
			16	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更		○
		17	選定事業者の責めにより最終期限日までに工事が完成せず契約解除に至った場合		○	
	市の責めによるもの	18	市の基本協定内容の不履行	○		
	不可抗力リスク ※2	19	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的、人為的な事象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの		○	
	金利リスク	20	金利の変動		○	
	物価リスク	21	物価の変動		○	
事業の中止・延期リスク	市の責めによるもの	22	市の責任による遅延・中止	○		
		23	選定事業者の責任による遅延・中止		○	
	事業者の責めによるもの	24	選定事業者の事業放棄・破綻		○	
計画段階	計画・設計リスク	25	選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○	
		測量・調査リスク	26	市の実施による測量・調査に関するもの	○	
	27		選定事業者の実施による測量・調査に関するもの		○	
	28		地質障害、地中障害物により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長		○	
	設計リスク	29	市の条件提示、指示の不備・変更によるもの	○		
		30	選定事業者、請負会社による指示、判断の不備		○	
建設段階	建設リスク	31	建設予定地の確保に関するもの	○		
		32	事業者建設施設用地に存在する既設建築物・工作物・植栽等の撤去工事		○	
		工事遅延リスク	33	施設整備計画承認後の市の要求による設計変更等により、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合	○	
			34	選定事業者の責めにより、工事が契約に定める工期より遅延する又は完工しない場合		○
		工事監理リスク	35	工事監理に関するもの		○
		性能リスク	36	要求水準不適合(施工不良を含む)によるもの		○
		工事費増大リスク	37	施設整備計画承認後の市の指示に起因する工事費の増大	○	
			38	上記以外の工事費の増大		○
		施設損傷リスク	39	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○

維持管理・運営段階	維持管理リスク	施設瑕疵リスク	40	施設に関する瑕疵担保責任		○
		施設損傷リスク	41	事故・火災等による施設の損傷。施設の劣化に対して、選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
			42	第三者(本件施設の利用者を含む)による施設の損傷		○
	運営リスク	利用者トラブルリスク	43	選定事業者の設置許可施設又は管理許可区域内に関する利用者からの苦情および施設内における利用者間のトラブルへの対処		○
		需要変動リスク	44	当初の需要見込みより下回った状況による損害		○
事業期間終了	原状回復リスク		45	設置許可施設撤去に伴う諸費用、及び諸手続きに関するもの		○
			46	設置許可施設跡地の現状回復に関するもの		○
	移管手続きリスク ※3		47	施設移管手続きに伴う諸経費の発生に関するもの		○
			48	無償譲渡に伴う税負担等に関するもの		○

※1 基本協定が締結できない場合、それまでに市事業予定者各々にかかった費用は各々が負担する。

※2 市と事業者が、協議の上事業の継続が不可能と判断した場合は事業を終了するものとする。協議の上事業を再開すると判断した場合、市は事業者から事業を再開するまでの期間の使用料を徴収しないものとする。

※3 設置許可施設を事業期間終了後に市に無償譲渡する場合